

平成 26 年 10 月 31 日
株式会社日本政策金融公庫

**「投資事業有限責任組合（L P S）」に対する、初の出資を決定
～民間金融機関とともに農業法人の資本増強を支援～**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）農林水産事業は、「農業法人投資育成事業」（資料 1 参照）に基づき、民間金融機関等が組成した全国 5 つの投資事業有限責任組合（Limited Partnership。以下、L P S）（資料 2 参照）に出資することについて、農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けました。

「農業法人投資育成事業」とは、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に基づき、規模拡大等に意欲的に取り組む農業法人の株式等を取得・保有し、経営又は技術の指導を行う事業です。従来、同法に基づき農業法人に出資を行うことができる投資主体は株式会社のみでしたが、平成 25 年 12 月の法改正により、投資主体に L P S が追加されました。

なお、この投資スキームに基づく取組としては、平成 14 年に J A グループとの共同出資により設立したアグリビジネス投資育成株式会社がありますが、今回の L P S を組成する取組は、日本公庫として初めてのものです。

日本公庫は、今後も、出資総額の過半を超えない範囲でファンドに出資し、農業法人に対する投資リスクを補完するとともに、各ファンドのご要望を受け、投資先農業法人の審査・モニタリング体制構築における助言等を通じ、民間金融機関の農業分野への取組をサポートして参ります。

おって、本日付けで、本投資スキームに基づく日本公庫からの出資を希望する L P S 又は株式会社の平成 26 年度第 2 回目の募集を開始いたします。詳しくは日本公庫ホームページをご覧ください。

（ https://www.jfc.go.jp/n/finance/investment_information.html ）

(資料1) 農業法人投資育成事業とは

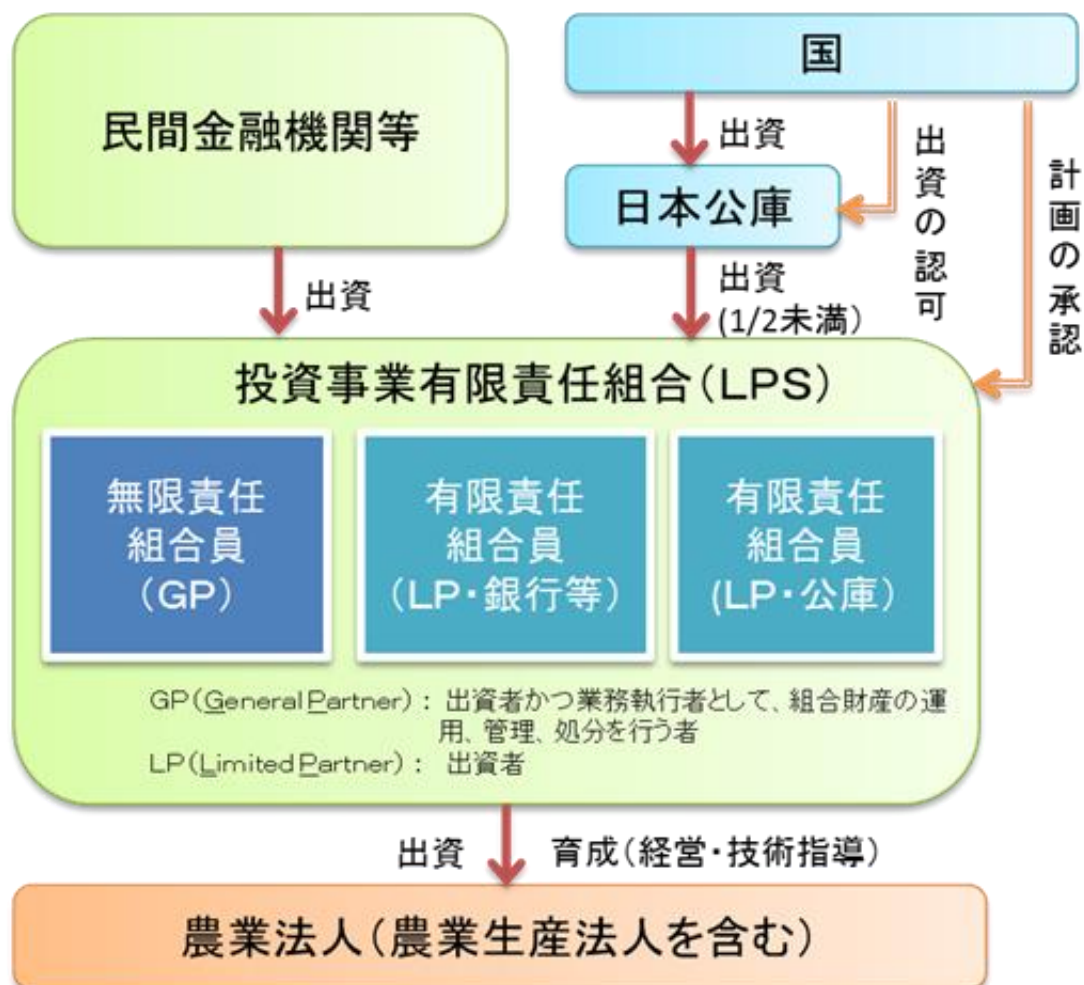
農業法人投資育成事業とは、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に基づき、規模拡大等に意欲的に取り組む農業法人（農業生産法人を含む）の株式等を取得・保有し、経営又は技術の指導を行う事業を言います。

同法に基づき、農業法人投資育成事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の承認を受けたLPS又は株式会社は、日本政策金融公庫法の特例により、日本公庫の出資を受けることができ、また、農地法の特例として、農業生産法人に対する出資が可能となります（ただし、株式会社の株式を取得する場合は無議決権に限ります^注）。

注：投資主体がLPSの場合、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づき、投資対象は株式会社に限られます。

なお、これまで、農業法人投資円滑化法の対象となる投資主体は株式会社のみでしたが、平成25年12月の法改正により、投資主体にLPSが追加されました。

〈農業法人投資育成事業のスキーム図〉（投資主体がLPSの場合）



(資料2) 出資先一覧 (平成26年10月31日現在)

	名称	総出資 約金 束額 (うち公庫)	無限責任組合員 (本社所在地)	有限責任組合員 [公庫以外] (本社所在地)
1	えひめアグリファンド 投資事業有限責任組合	5億円 (2.45億円)	ひめぎん総合リース 株式会社 (愛媛県松山市)	愛媛銀行 (愛媛県松山市)
2	F F G 農業法人成長支援 投資事業有限責任組合	10億円 (4.99億円)	株式会社福岡キャピ タルパートナーズ (福岡県福岡市)	福岡銀行 (福岡県福岡市)
3	さんぎん農業法人 投資事業有限責任組合	3億円 (1.47億円)	山田ビジネスコンサル ティング株式会社 (東京都千代田区)	第三銀行 (三重県松阪市)
4	いよエバーグリーン 農業応援ファンド 投資事業有限責任組合	5億円 (2.40億円)	いよぎんキャピタル 株式会社 (愛媛県松山市)	伊予銀行 (愛媛県松山市)
5	北洋農業応援ファンド 投資事業有限責任組合	5億円 (2.49億円)	株式会社北海道二十 一世紀総合研究所 (北海道札幌市)	北洋銀行 (北海道札幌市)